

学校における教育相談に係わる施策への提言

一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会
理事 八並^{やつなみ} 光俊^{みつとし} (東京理科大学大学院・教授)

本協議会の基本姿勢

「すべての子どもが主要な発達課題（学習面，進路面，人格・社会面，健康面）を最大限に達成して，自分らしく，また社会で有用な人として生きることができるよう支援するカウンセリングを推進する。」（※設立趣旨・構成団体・資格・実践例等はパンフレット参照）

1. スクールカウンセラーの今後の在り方

(1) 校内教育相談体制としてのチーム援助体制の確立

いじめ・不登校・暴力行為等の生徒指導諸問題の深刻化・多様化・複雑化への対応や未然防止（資料③）を考慮すると，スクールカウンセラーが「チーム学校」の専門的な知識やスキルをもつ専門家としての機能が発揮するためには，教育委員会の指導・助言の下で，教職員や保護者との連携・協力を基盤とするチーム援助体制が必要となる（資料①・②・④）。

資料

- ①『児童生徒の教育相談の充実について－生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり－（報告）』（文部科学省，平成 21 年）
- ②『今後の不登校への対応の在り方について（報告）』（「社会的自立」・「連携ネットワークによる支援」：文部科学省，平成 15 年）
- ③『いじめ防止対策推進法』（文部科学省，平成 25 年）
- ④『不登校児童生徒への支援に関する中間報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～』（「児童生徒理解・教育支援シート」：文部科学省，平成 27 年）

(2) サポートチームによる地域連携支援システムの確立

学校と関係機関との情報連携と行動連携による問題行動の未然防止や早期解決の重要性の増大（資料⑤），いじめ防止対策推進法による重大事態の対処等を考慮すると，ネットワーク型チーム援助であるサポートチームによる地域連携支援システム（資料⑥）の構築が急務である。

資料

- ⑤『生徒指導資料第 3 集 規範意識をはぐくむ生徒指導体制－小学校・中学校・高等学校の実践事例 22 から学ぶ－』（国立教育政策研究所生徒指導研究センター，平成 20 年）
- ⑥『生徒指導資料第 4 集 学校と関係機関等との連携～学校を支える日々の連携～』（「行動連携」：同上センター，平成 23 年）

(3) 学校や地域の実態及びニーズに応じたスクールカウンセラーの積極的活用

資料①において指摘されているように、スクールカウンセラーの活用では臨床心理士をはじめとして多様なカウンセリング有資格者を含めて、学校や地域の実態やニーズに応じて積極的に活用するのが望ましい。その際、職務内容が同じであれば平等な待遇が必要である。将来公認心理師をもつ者においても、自己の専門性を特色づける資格取得者の活用が見込まれる。

(4) 成長促進型（一次的教育援助サービス）の教育相談体制の拡充

平成 26 年度の文科省調査では、いじめ（18 万 8 千件）・不登校（17 万 5 千人）・暴力行為（5 万 4 千件）・自殺（230 人）という危機的状況である（資料⑦）。生徒指導上の諸問題の減少や解決では、事後対応的な（課題解決的）教育相談のみならず成長促進的あるいは予防的な教育相談（資料⑧・⑨・⑩）の拡充が不可欠である。カウンセリングを支える学問が臨床心理学に加えて、学習のつまずきや、いじめ、友人関係、教師と児童生徒の関係、健康の問題、発達障がい児童生徒支援、キャリア教育、同僚や保護者対応に答えるカウンセリング心理学、学校心理学、発達心理学に広がる必要がある。今後は、臨床心理ベースのみならず、ガイダンスカウンセラーのような教育ベースのスクールカウンセラーの活用が必要である。

資料

- ⑦『平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」』（文部科学省，平成 27 年）
- ⑧『生徒指導提要』（第 5 章「教育相談」参照：文部科学省，平成 22 年）
- ⑨『生徒指導リーフ「教育的予防」と「治療的予防」Leaf.5』（国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター）
- ⑩『スクール・カウンセリングの国家モデルー米国の能力開発型プログラムの枠組み』（米国スクール・カウンセリング協会，中野良顯訳，学文社，平成 16 年）

(5) 教育相談コーディネーターの資質と専門性

資料①において指摘されているように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを有効活用し、組織的な連携・支援体制を維持するには、教育相談体制の核となる教育相談コーディネーターの存在が重要である。当該教員は、カウンセリングに関する専門研修（大学院での長期研修）や専門的実務経験を積んだ者、あるいはガイダンスカウンセラー等の有資格者であることが望ましい。

(6) 守秘義務に関する共通理解

チーム援助では、チーム構成員間の情報共有が必須であるため「チーム守秘義務」が必要になる（資料⑧：第 6 章・第 3 節「守秘義務と説明責任」）。例えば、校内委員会や援助チームの構成員間では情報を共有し、それ以外の者に対しては守秘する。

2. 活動方針の補足項目

活動方針の項目としては、18 項目に加えて、「エ 教育相談に当たっての留意点」として、「面談記録やケース会議録の管理方法」、「危機対応（相談者の深刻ないじめ被害または犯罪行為等を知った場合の対応）」の項目を付加するのがよいと思われる。